事　務　連　絡
令和７年 11 月 28 日

各都道府県・指定都市
　　住宅担当主務部局　殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課

公営住宅への入居等の取扱いについて（要請）

公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件については、地方からの提案を受けて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）が改正され、公営住宅法令上は廃止されています。

公営住宅の入居者資格は、公営住宅法第 23 条に定めるほかは事業主体の判断に委ねられているところですが、近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、同居親族要件を従前のまま存置している事業主体におかれては、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、同居親族要件の廃止又は一部廃止についてご検討いただくようお願いします。

また、「障害者の公営住宅への入居等の取扱いについて」（令和３年 11 月 30 日付け国住備第 101 号住宅局長通知。以下「令和３年通知」という。【別添】）において、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者について引き続き同居親族要件を存置している事業主体に対して、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、当該要件の廃止についてご検討いただくとともに、入居者募集パンフレット等において、条例で定める入居者資格の要件とは異なる要件を付加している記載については、適切な表現に改めていただくなど、適切な措置を講じるようお願いしてきたところです。しかし、一部の事業主体においては、公営住宅入居要件として条例で定めていないにも関わらず、「介護が必要な障害者の単身での申し込みを自活可能な場合に限る」といった趣旨の文言をホームページ上に記載するなどの不適切な事案が確認されています。

各事業主体におかれては、令和３年通知の趣旨を踏まえ、引き続き、福祉部局との緊密な連携を図ること等により、すべての同居親族要件の廃止に向けた検討を一層積極的に進めていただくとともに、ホームページや入居者募集パンフレット等の不適切な記述の修正等を含め、障害者の公営住宅への入居等の取扱いに対して適切な措置等を講じていただきますよう、再度強く要請いたします。

なお、貴管内の事業主体（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。